

1つの資格・免許につき

最大 10 万円!!

市内近郊に就労している
または就労予定の市民の皆さんへ

資格・免許の取得を支援します！

令和6年度 妙高市地域人材育成支援助成金

妙高市では、自己の能力開発に努め、就業機会の向上を目指す市民の皆さんを応援するため、専門的技術などの資格を取得する際にかかる試験受験料や講習受講料の一部を助成します。

◆助成金交付対象者（次のいずれにも該当すること）

- ①妙高市に住民票があり、市税を滞納していない人
- ②助成対象とする資格を取得し、自己能力に研鑽に努める人もしくは、関連する業種へ就労する意欲のある人（離職中で現在働いていない人や、就労中で今後創業・起業を考えている人も含みます）
- ③交付申請時に18歳以上66歳未満の人（高校生を除く）
- ④他の公的制度による資格取得に係る受験料等の助成を受けていない人

◆助成対象の試験等

- ①法令に基づく国家資格（普通自動車免許と原付免許を含む二輪免許を除く）
- ②公的研修（介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修、中小企業大学校及びにいがた産業創造機構が当該年度中に実施する研修）
- ③新潟県職業能力開発協会が当該年度中に実施する技能検定
※詳しい内容は、新潟県職業能力開発協会ホームページをご確認ください
http://www.nvada.com/skill_test/
- ④その他下記の民間資格

森林セラピスト	森林インストラクター	グリーンセイバー
自然ガイド	登山ガイド	山岳ガイド
AGS-Jレスキュー技術	気候療法士	健康運動指導士
温泉ソムリエ	スキーガイド	公認スキー準指導員・指導員
公認スノーボード準指導員・指導員	公認クロスカントリースキー準指導員・指導員	スキー公認検定員
公認クロスカントリースキー検定員	公認スキーパトロール	

【注意】

- ・助成を受けるには、試験等に合格することが必要です（講習だけで資格取得できる場合を除く）
- ・介護福祉士実務者研修受講の際に助成金を受けた人は、介護福祉士資格取得の際に助成金を受けることができません

◆助成対象経費

- ・資格試験の受験料及び技能講習等の受講料
※試験会場までの旅費や受験料振込手数料等は対象外です
※受験に向けた任意参加の（合格・修了要件にならない）講習受講料（テキスト代含む）は対象外です

◆助成金の額

- ・助成対象経費の2分の1の額（100円未満切り捨て、上限3万円）
- ・下記の資格については、上限を10万円に引き上げます（令和5年度 制度改正）

資格名称	
大型特殊自動車第一種運転免許	介護職員初任者研修
介護福祉士実務者研修	

◆助成金の交付限度

- ・同一年度において1人2回まで
- ・同一資格試験等については年度に関わらず1人1回まで
※同じ種類でも、級が異なるものについては別の資格試験等とします
※研修の受講や別の資格を受験要件とする資格については、同一の資格とします

◆交付申請に必要な書類

- ①交付申請書（別記様式第1号）
 - ②資格試験等を受けたときの受験票又は受講票の写し
※研修や講習の場合は、修了を証明できる書類でも可）
 - ③資格試験等に合格したことを明らかにする書類の写し（合格通知書や証明書など）
 - ④受験料・受講料の額が分かる書類の写し（領収書など）
- ※①の様式は市役所観光商工課にあるほか、市ホームページからもダウンロードできます
ホーム ⇒ くらし・行政情報 ⇒ 仕事・産業 ⇒ 雇用・労働 ⇒ 就業支援
⇒ 妙高市地域人材育成支援助成金

◆助成金交付までの流れ

- ①資格試験等の合格通知日または研修会等の終了日から1か月以内に上記申請書類を提出してください
- ②書類を審査し、内容が適正であれば「助成金交付決定通知書」を送付します
※内容が不適正の場合は「助成金交付却下通知書」を送付します
- ③交付決定から2週間程度で指定口座へ助成金を振り込みます

◆その他

- ・予算が上限に達した場合、年度途中であっても申請受付を終了します
- ・申請書の書き方については「記載例」を参考にしてください
- ・本制度の趣旨に基づき、助成金の交付を受けた人を対象として資格取得後の就労状況等に関するアンケート調査を依頼する場合があります。

◆お申込み・お問い合わせ先

妙高市役所 観光商工課 商工振興グループ
〒944-8686 新潟県妙高市栄町5番1号
電話：0255-74-0019
E-mail：kankoshoko@city.myoko.niigata.jp

